

## 公正取引委員会からの課徴金納付命令について

2010年11月18日  
古河エレコム株式会社

当社は、昨年12月から公正取引委員会の調査を受けておりました建設工事用電線の内、建設工事用汎用3品種の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、同委員会から課徴金納付命令を受けました。

当社ではコンプライアンス体制を整備し、法令とルールの遵守を「内部統制システム構築・整備に関する基本方針」および「古河エレコム企業行動憲章」に掲げ、全役職員に周知を図って参りました。しかし、こうした中で今回の事態を招いてしまいましたことは誠に遺憾であり、お客様をはじめ関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、公正取引委員会から命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止め、より一層の法令遵守の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。また、関係者の社内処分につきましては社内規則に照らし、厳正な対応を検討中です。

なお、今回の課徴金納付命令の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：4億6505万円

納期限：平成23年2月21日

以上